

第1章 計画改定の趣旨

第1節 計画改定の背景及び目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村は行政区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理基本計画）を定めなければならないとされています。

この計画については、環境省が示す「一般廃棄物処理基本計画策定指針」では、「おおむね 10～15 年先を見据えて策定し、原則として5年ごとに改定することが望ましい。また、計画策定の前提となる条件に大きな変化があった場合には、適切に見直すことが求められる」とされています。

大和市では、平成6年に一般廃棄物処理基本計画として「ごみ処理基本計画」を初めて策定し、平成12年には市の総合計画の見直しに合わせて改定を行いました。その後、ごみ排出量がリサイクル推進の成果により減少へと転じ、加えて家庭系ごみの有料化や戸別収集の導入によって、目標を上回る減量の実現されたことから、将来推計の見直しを目的に平成21年に計画を再度改定しました。また、平成28年には、生活排水処理基本計画と統合する形で、一般廃棄物処理基本計画を改定しています。

今回の改定は、前回から5年以上が経過したことに加え、以下のような社会的・制度的変化を踏まえて行うものです。

- ・ 廃棄物の排出量や組成の変化
- ・ 脱炭素や循環型社会の形成に向けた国の方針の進展
- ・ 広域処理体制の再構築に関する検討の必要性
- ・ 災害への備えや世帯状況の変化、高齢化等の新たな社会課題への対応

これらを背景として、持続可能で柔軟性のある廃棄物処理体制を構築するため、基本計画を改定し、今後の施策の方向性を明らかにしていきます。

〔計画改定の留意事項〕

①旧計画の成果と今後の方向性について

平成28年に改定された「大和市一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」という。）」のもと、市民・事業者の皆様のご協力により、ごみの排出抑制や資源分別回収が進み、ごみの減量に一定の効果が見られています。また、ごみ問題や資源循環に対する社会全体の意識も高まりつつあります。

こうした成果を踏まえ、旧計画の基本的な施策は維持しつつ、今後の社会変化を見据え、持続可能な資源循環型社会の実現をめざす計画へと見直していきます。

②施設の維持と広域化の検討について

現在、環境管理センターの焼却施設は、ごみの減量や適切な維持管理により、健全な状態が保たれています。今後も施設の延命化を図るとともに、将来的な更新方法などについて検討を進める必要があります。

また、令和6年3月に国から発出された通知^{※1}では、2050年カーボンニュートラル^{※2}を見据え、ごみ処理の広域化・施設の集約化が求められています。これを受け、災害時や緊急時の対応力、安定した処理体制、財政負担の軽減などを考慮し、従前の広域ブロックに限らず、周辺自治体との連携による広域処理の可能性についても検討していきます。

③焼却灰の資源化と最終処分の在り方について

旧計画では、中間処理により発生した焼却灰を資源化し、最終処分量を減らすことが掲げられています。

現在、大和市では焼却灰を薬品処理により無害化・安定化させ、県外の民間施設でスラグ（高温で溶かして冷却・固化させたもの）として資源化し、道路の路盤材などに活用しています。今後もこうした焼却灰の資源化を継続するとともに、より持続可能な最終処分方法についても引き続き検討していきます。

※1：「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」。ここでは、全国の市町村のごみ焼却施設を、300 t/日以上処理能力を有する施設を整備することで整理・統合し、ごみ焼却に係る温室効果ガス排出量、建設・維持管理費用、技術者不足等、様々な課題への対策とすることが示されており、2050年を見据えたさらなる広域化・集約化の推進が求められています。

※2：2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」により脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

第2節 計画の位置づけ

1. 法的位置付け

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項及び「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」第3条第2項の規定に基づき策定するもので、基本計画と実施計画で構成され、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

なお、基本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

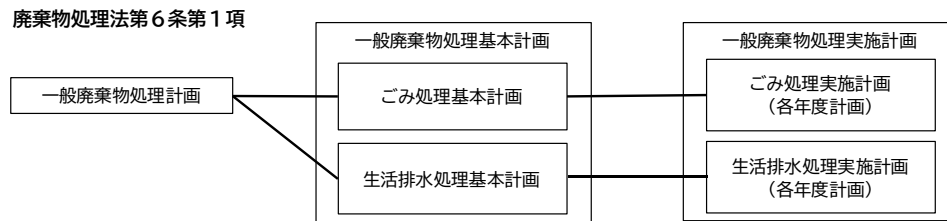


図 1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

2. 他の計画との関係

大和市一般廃棄物処理基本計画と他の計画の関係は、図 1-2-2 のとおりです。

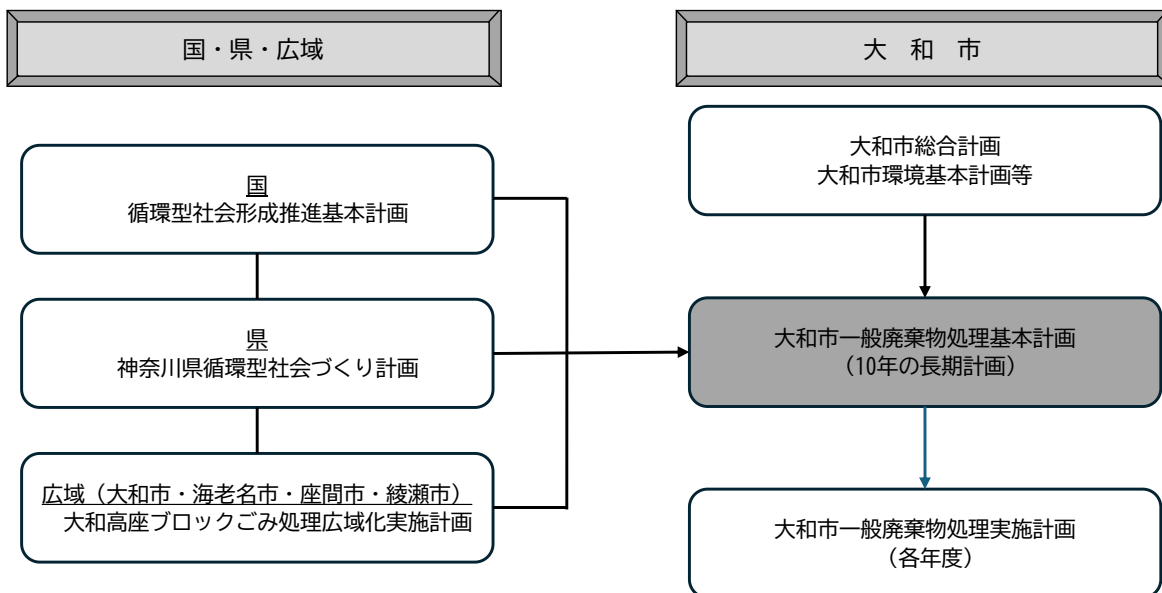


図 1-2-2 他計画との関係

第3節 計画対象区域

本計画の計画対象地域は、本市全域とします。

第4節 計画の範囲

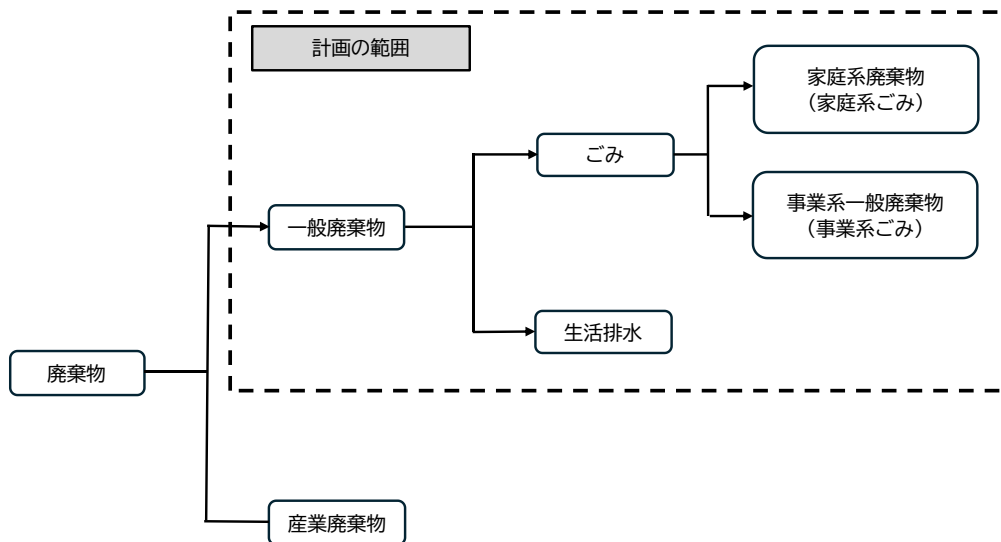


図 1-4-1 計画の対象となる一般廃棄物

○「一般廃棄物」

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）と事業系一般廃棄物（事業系ごみ）に分類されます。

○「事業系一般廃棄物（事業系ごみ）」

事業系一般廃棄物（事業系ごみ）とは、事業活動に伴って排出される一般廃棄物のことであり、自らの責任において適正に処理する必要がありますが、大和市環境管理センター一般廃棄物受入基準（以下「大和市受入基準」という。）に規定された紙、生ごみ、布などは環境管理センターに搬入することができます。

事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の例を以下に示します。

- ・ 事務所、工場、商店等から出る紙くず、布きれ、梱包に使用した木くず
- ・ 飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- ・ 小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

○「産業廃棄物」

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類の廃棄物のことです。産業廃棄物は本市で受け入れしていません。

第5節 計画目標年次

本計画の期間は、令和8年度を初年度、令和17年度を目標年度とする10年間とします。

この期間は、社会状況やごみの排出動向、資源循環の技術的進展などを踏まえ、中長期的な視点から持続可能なごみ処理体制を構築するために必要なスパンとして設定しています。

また、国の「一般廃棄物処理基本計画策定指針」では、おおむね5年ごとに計画の見直しを行うことが適切とされています。

このため本市では、計画期間の中間にあたる令和12年度を「中間目標年度」と位置づけ、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、目標の確実な達成に向けて取り組んでいきます。

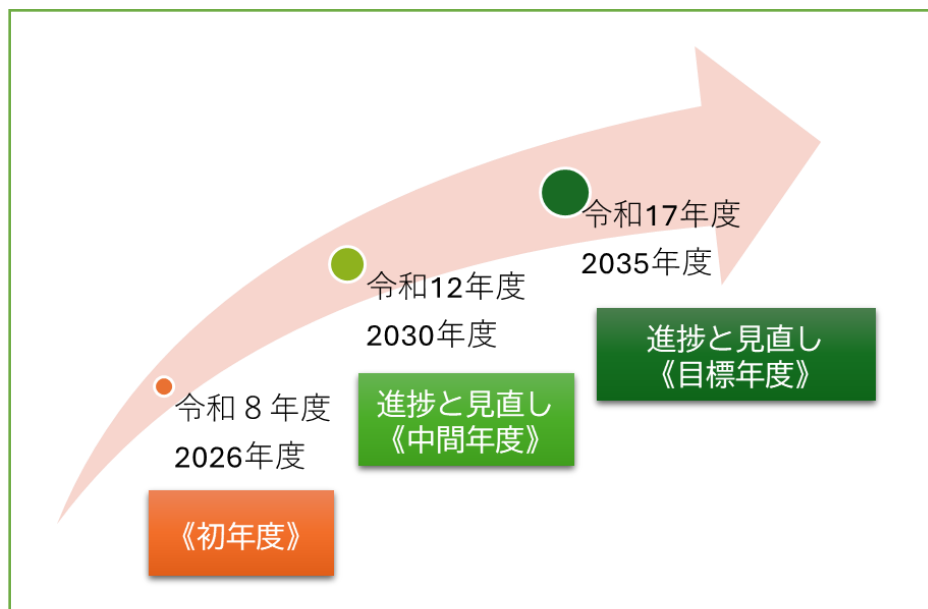


図 1-5-1 計画期間及び目標年度